静岡県産業	廃棄物の処理に	に係る行政な	処分要綱の-	一部改正

改正前	
別表 1 処理業者に対する行政処分の基準(第4条関係)	
処分の要件	処分の内容
1 処理業者が欠格要件に該当するに至ったとき。	事業の許可の取消し
2 処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。 ① 法第 25 条に規定する違反行為 無許可営業 (第 1 項第 1 号) 不正手段による営業許可取得 (第 1 項第 2 号) 無許可事業範囲変更 (第 1 項第 3 号) 不正手段による事業範囲変更許可取得 (第 1 項第 4 号) 事業の停止命令違反・措置命令違反 (第 1 項第 5 号) 委託基準違反 (第 1 項第 6 号) 名義貸しの禁止違反 (第 1 項第 7 号) 処理施設無許可設置 (第 1 項第 8 号) 不正手段による処理施設置許可取得 (第 1 項第 9 号) 処理施設無許可変更 (第 1 項第 10 号) 不正手段による処理施設変更許可取得 (第 1 項第 11 号) 無確認輸出 (第 1 項第 12 号) 受託禁止違反 (第 1 項第 13 号) 不法投棄 (第 1 項第 15 号) 指定有害廃棄物の処理禁止違反 (第 1 項第 16 号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂 (第 2 項) ② 法第 26 条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反 (第 1 号) 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け (第 3 号) 無許可輸入 (第 4 号) 輸入許可条件違反 (第 5 号) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬 (第 6 号) ③ 法第 27 条に規定する違反行為 無確認輸出予備	事業の許可の取消し
3 処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。 ① 法第 28 条第 2 号に規定する違反行為 土地の形質の変更の計画変更命令・措置命令違反 ② 法第 29 条に規定する違反行為 虚偽管理票交付(第8号) 管理票に係る勧告の措置命令違反(第13号)	事業の停止 90 日間
③ 法第29条第2号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反	事業の停止 60 日間

改正後	
別表1 処理業者に対する行政処分の基準(第4条関係)	
処分の要件	処分の内容
1 処理業者が欠格要件に該当するに至ったとき。	事業の許可の取消し
2 処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。 ① 法第 25 条に規定する違反行為 無許可営業(第 1 項第 1 号) 不正手段による営業許可取得(第 1 項第 2 号) 無許可事業範囲変更(第 1 項第 3 号) 不正手段による事業範囲変更許可取得(第 1 項第 4 号) 事業の停止命令違反・措置命令違反(第 1 項第 5 号) 委託基準違反(第 1 項第 6 号) 名義貸しの禁止違反(第 1 項第 7 号) 処理施設無許可設置(第 1 項第 8 号) 不正手段による処理施設設置許可取得(第 1 項第 9 号) 処理施設無許可変更(第 1 項第 10 号) 不正手段による処理施設変更許可取得(第 1 項第 11 号) 無確認輸出(第 1 項第 12 号) 受託禁止違反(第 1 項第 13 号) 不法投棄(第 1 項第 15 号) 指定有害廃棄物の処理禁止違反(第 1 項第 16 号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂(第 2 項) ② 法第 26 条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反(第 1 号) 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反(第 2 号) 処理施設の共計可譲受け・無許可借受け(第 3 号) 無許可輸入(第 4 号) 輸入許可条件違反(第 5 号) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬(第 6 号) ④ 法第 27 条に規定する違反行為 無確認輸出予備 3 処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。	事業の許可の取消し
 ① 法第 27条の2 に規定する違反行為 虚偽管理票交付(第6号) 管理票に係る勧告の措置命令違反(第11号) ② 法第 28条第 2 号に規定する違反行為 土地の形質の変更の計画変更命令・措置命令違反 	_ 事業の停止 90 日間
③ 法第29条第2号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反	事業の停止 60 日間

安納	<u>名 静岡県産業廃業物の処理に係る11 政処分要綱(平成21年 3 月25日静岡</u> 改 正 前	<u> </u>
	<u>у</u> <u>п</u>	
	④ 法第29条に規定する違反行為 保管届出義務違反(第1号(第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る。)) 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(第3号) 運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(第4号) 運搬受託者の管理票回付義務違反(第5号) 処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(第6号) 管理票・同写し保存義務違反(第7号) 引受禁止違反(第9号) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告(第10号) 電子管理票虚偽登録(第11号) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告(第12号) 処理困難通知義務違反・虚偽通知(第14号) 処理困難通知保存義務違反(第15号)	事業の停止 30 日間
	土地形質変更届出義務違反・虚偽届出(第 <u>16</u> 号)	
	⑤ 法第29条第 <u>17</u> 号に規定する違反行為 特定処理施設の設置者に対する措置命令違反	応急措置に必要な期 間の事業の停止
	⑥ 法第30条に規定する違反行為	104 / 4 / 214 / 14 ==
	世紀第30米に規定する建文行為 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反(第1号) 事業廃止・事業変更届出義務違反・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出(第2号) 定期検査拒否・妨害・忌避(第3号) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反(第4号) 処理責任者等設置義務違反(第5号) 報告拒否、虚偽報告(第 <u>6</u> 号) 立入検査拒否・妨害・忌避(第 <u>7</u> 号) 技術管理者設置義務違反(第 <u>8</u> 号)	事業の停止 30 日間
	⑦ その他の違反行為(2に掲げるものを除く。)	事業の停止 10 日間
4	処理業者が3に掲げる違反行為又は違反行為への関与を繰り返し、是正が見込まれないとき。	事業の許可の取消し
5	処理業者の事業の用に供する施設又は処理業者の能力が、許可の基準に 適合しなくなったとき。	
	改善が見込まれない場合	事業の許可の取消し
	改善が見込まれる場合	改善に必要な期間の 事業の停止
1		

1	1
④ <u>法第27条の2</u> に規定する違反行為	
管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(第1号)	
運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・原	整偽記載(第
<u>2</u> 号)	
運搬受託者の管理票回付義務違反(第 <u>3</u> 号)	
処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・原	窓偽記載(第
<u>4</u> 号)	
管理票·同写し保存義務違反(第 <u>5</u> 号)	
引受禁止違反(第7号)	事業の停止 30 日
虚偽管理票写し送付・虚偽報告(第8号)	
電子管理票虚偽登録(第 <u>9</u> 号)	
電子管理票報告義務違反・虚偽報告(第 <u>10</u> 号)	
⑤ 法第29条に規定する違反行為	
保管届出義務違反(第1号(第12条第3項又は第12条の)2第3項に
係る部分に限る。))	
処理困難通知義務違反・虚偽通知(第 <u>4</u> 号)	
処理困難通知保存義務違反(第 <u>5</u> 号)	
土地形質変更届出義務違反・虚偽届出(第 <u>6</u> 号)	
<u>⑥</u> 法第 29 条第 <u>7</u> 号に規定する違反行為	応急措置に必要な
特定処理施設の設置者に対する措置命令違反	間の事業の停止
⑦ 法第30条に規定する違反行為	
帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務	系違反(第 1
号)	
事業廃止・事業変更届出義務違反・処理施設変更届出・処理を表現している。	L理施設相続
届出義務違反、虚偽届出(第2号)	-ta Nice that the second
定期検査拒否・妨害・忌避(第3号)	事業の停止 30 日
維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反	(第4号)
処理責任者等設置義務違反(第 5 号) 	
報告拒否、虚偽報告(第 <u>7</u> 号)	
立入検査拒否・妨害・忌避(第 <u>8</u> 号)	
技術管理者設置義務違反(第 <u>9</u> 号)	to Nice that the second
<u>⑧</u> その他の違反行為(2に掲げるものを除く。)	事業の停止 10 日
処理業者が3に掲げる違反行為又は違反行為への関与を繰り	「返し、是正 事業の許可の取消
が見込まれないとき。	. , ,
処理業者の事業の用に供する施設又は処理業者の能力が、言	F可の基準に
適合しなくなったとき。	
改善が見込まれない場合	事業の許可の取消
改善が見込まれる場合	改善に必要な期間
	事業の停止

新 旧

要綱	名 静岡県産業廃棄物の	処埋に係る行政	【処分要綱(-	<u> </u>	静岡県県民部環境局長通知)
		改	正	前	
_					
6	処理業者が事業の許可に	 C付された 生活	 環境の保全ト	 :必要な条件に違斥	īl I
	たとき。	,, _ , , , , 111;	- 17 Ju · - VI_E_L		
		^			主要の計画の用が な
1	改善が見込まれない場合	<u> </u>			事業の許可の取消し
	改善が見込まれる場合				事業の停止 30 日間

対 照 表

		改	正	後	
6	処理業者が事業の許可に付	された生活	環境の保全ト	必要な冬件に違る	₹1.
0	たとき。	C 4 07 C ± 1 H	2K96*2 /K 11.11.	2.女体が11に座り	
	改善が見込まれない場合				事業の許可の取消し
	改善が見込まれる場合				事業の停止 30 日間

改正前	<u> </u>
別表 2 処理施設の設置者に対する行政処分の基準(第4条関係)	
処分の要件	処分の内容
1 設置者が欠格要件に該当するに至ったとき。	処理施設の設置許可 の取消し
② 設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。 ③ 法第 25 条に規定する違反行為 無許可営業(第 1 項第 1 号) 不正手段による営業許可取得(第 1 項第 2 号) 無許可事業範囲変更(第 1 項第 3 号) 不正手段による事業範囲変更許可取得(第 1 項第 4 号) 事業の停止命令違反・措置命令違反(第 1 項第 5 号) 委託基準違反(第 1 項第 6 号) 名義貸しの禁止違反(第 1 項第 7 号) 処理施設無許可設置(第 1 項第 8 号) 不正手段による施設設置許可取得(第 1 項第 9 号) 処理施設無許可変更(第 1 項第 10 号) 不正手段による施設変更許可取得(第 1 項第 11 号) 無確認輸出(第 1 項第 12 号) 受託禁止違反(第 1 項第 13 号) 不法投棄(第 1 項第 14 号) 不法規知(第 1 項第 15 号) 指定有害廃棄物の処理禁止違反(第 1 項第 16 号) 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂(第 2 項) ② 法第 26 条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反(第 1 号) 処理施設の無善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反(第 2 号) 処理施設の無許可議受け・無許可借受け(第 3 号) 無許可輸入(第 4 号) 輸入許可条件違反(第 5 号) 不法投棄・不法焼却目的収集運搬(第 6 号) ③ 法第 27 条に規定する違反行為 無確認輸出予備	処理施設の設置許可の取消し
3 設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。 ① 法第28条第2号に規定する違反行為 土地の形質の変更の計画変更命令・措置命令違反 ② 法第29条に規定する違反行為 虚偽管理票交付(第8号) 管理票に係る勧告の措置命令違反(第13号)	
③ 法第29条第2号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反	処理施設の使用停止 60 日間

改正	後
別表2 処理施設の設置者に対する行政処分の基準(第4条関係)	揭 係)
処分の要件	処分の内容
1 設置者が欠格要件に該当するに至ったとき。	処理施設の設置許 の取消し
2 設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき	0
① 法第25条に規定する違反行為	
無許可営業 (第1項第1号)	
不正手段による営業許可取得(第1項第2号)	
無許可事業範囲変更 (第1項第3号)	
不正手段による事業範囲変更許可取得(第1項第4号	$\left(\frac{1}{T}\right)$
事業の停止命令違反・措置命令違反(第1項第5号)	
委託基準違反(第1項第6号)	
名義貸しの禁止違反(第1項第7号)	
処理施設無許可設置 (第1項第8号)	
不正手段による施設設置許可取得(第1項第9号)	
処理施設無許可変更(第1項第10号)	
不正手段による施設変更許可取得(第1項第11号)	
無確認輸出(第1項第12号)	処理施設の設置許
受託禁止違反(第1項第13号)	の取消し
不法投棄(第1項第14号)	
不法焼却(第1項第15号)	
指定有害廃棄物の処理禁止違反(第1項第16号)	
無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂(第2項)	
② 法第26条に規定する違反行為	
委託基準違反、再委託禁止違反(第1号)	
処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令	f違反(第2号)
処理施設の無許可譲受け・無許可借受け(第3号)	
無許可輸入 (第4号)	
輸入許可条件違反(第5号)	
不法投棄・不法焼却目的収集運搬(第6号)	
③ 法第27条に規定する違反行為	
無確認輸出予備	
3 設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき	0
① 法第 <u>27条の2</u> に規定する違反行為	
虚偽管理票交付(第 <u>6</u> 号)	処理施設の使用停
管理票に係る勧告の措置命令違反(第 <u>11</u> 号)	90 日間
② 法第28条第2号に規定する違反行為	
土地の形質の変更の計画変更命令・措置命令違反	
③ 法第29条第2号に規定する違反行為	処理施設の使用停
処理施設使用前検査受検義務違反	60 日間

要綱名	<u> 静岡県産業廃棄物の処理</u>	<u>で来る行政</u> 改	<u> </u>	- <u>/)又21</u> - 自		→ 月丁 円] <i>7</i>	[[]] [[] [[] [] [] [[] [] [] [] [[] [] [
		LIX	<u>IF.</u>	F	1]		
	④ 法第 29 条に規定する違保管届出義務違反(第1号係る部分に限る。))管理票交付義務違反・記憶運搬受託者の管理票写しま4号)運搬受託者の管理票回付認処分受託者の管理票写した6号)	号(第 12 条 載義務違反 送付義務違》 義務違反(第 送付義務違》	・虚偽記載 〒・記載義系 第 <u>5</u> 号) 〒・記載義系	(第 <u>3</u> 号 §違反・	虚偽記載	戏(第	処理施設の使用停止 30 日間
	引受禁止違反(第 <u>9</u> 号) 虚偽管理票写し送付・虚保 電子管理票虚偽登録(第 電子管理票報告義務違反 処理困難通知義務違反・原 処理困難通知保存義務違 处理困難通知保存義務違 土地形質変更届出義務違	為報告(第 <u>11</u> 号) ・虚偽報告 虚偽通知(須 豆(第 <u>15</u> 号 豆・虚偽届日	<u>10</u> 号) (第 <u>12</u> 号) 第 <u>14</u> 号) ·) 出(第 <u>16</u> 号)				
	⑤ 法第29条第17号に規定特定処理施設の設置者に対し						応急措置に必要な期 間の停止
	⑥ 法第30条に規定する違帳簿備付け義務違反・記録号) 事業廃止・事業変更届出義務違反、虚偽届出(第2定期検査拒否・妨害・忌疑維持管理事項記録義務違反処理責任者等設置義務違反処理責任者等設置義務違反並入検査拒否、虚偽報告(第2位大術管理者設置義務違反	載義務違反・ 差務違反・ 2 号) 壁(第 3 号) 豆・虚偽記 豆(第 5 号) 産(第 <u>7</u> 号) (第 <u>8</u> 号)	処理施設変更	夏届出・ 務違反	施設相総	売届出	処理施設の使用停止30日間
	<u>⑦</u> その他の違反行為(2)	及び8に掲り	げるものを腐	₹ <。)			処理施設の使用停止 10 日間
	設置者が3に掲げる違反行為 見込まれないとき。	為又は違反 征	う為への関与	を繰り	返し、見	是正が	処理施設の設置許可 の取消し
	処理施設の構造又はその維持 可申請書に記載した設置に関 適合していないと認められる	関する計画					
	改善が見込まれない場合						処理施設の設置許可 の取消し
	改善が見込まれる場合						改善に必要な期間の処理施設の使用停止

	改 正 後	
	① 法第 27 条の 2 に規定する違反行為管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(第1号)運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(第2号)運搬受託者の管理票回付義務違反(第3号)処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載(第4号)管理票・同写し保存義務違反(第5号)引受禁止違反(第7号)虚偽管理票写し送付・虚偽報告(第8号)電子管理票虚偽登録(第9号)電子管理票虚偽登録(第9号)電子管理票報告義務違反・虚偽報告(第10号) ⑤ 法第29条に規定する違反行為保管届出義務違反(第1号(第12条第3項又は第12条の2第3項に係る部分に限る。))処理困難通知義務違反・虚偽通知(第4号)処理困難通知保存義務違反・虚偽通知(第6号)	処理施設の使用停」 30 日間
	<u>⑥</u> 法第 29 条第 7 号に規定する違反行為 特定処理施設の設置者に対する措置命令違反	応急措置に必要な 間の停止
	⑦ 法第30条に規定する違反行為 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反(第1号) 事業廃止・事業変更届出義務違反・処理施設変更届出・施設相続届出 義務違反、虚偽届出(第2号) 定期検査拒否・妨害・忌避(第3号) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反(第4号) 処理責任者等設置義務違反(第5号) 報告拒否、虚偽報告(第7号) 立入検査拒否・妨害・忌避(第8号) 技術管理者設置義務違反(第9号)	処理施設の使用停」 30 日間
	⑧ その他の違反行為(2及び8に掲げるものを除く。)	処理施設の使用停」 10 日間
1	設置者が3に掲げる違反行為又は違反行為への関与を繰り返し、是正が 見込まれないとき。	処理施設の設置許 の取消し
5	処理施設の構造又はその維持管理が、法で規定する技術上の基準又は許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認められるとき。	
	改善が見込まれない場合	処理施設の設置許 の取消し
	改善が見込まれる場合	改善に必要な期間の 処理施設の使用停山

	改 正 前	
6	設置者の能力が許可の基準に適合していないと認められるとき。	
	改善が見込まれない場合	処理施設の設置許可
		の取消し
	改善が見込まれる場合	改善に必要な期間の
		処理施設の使用停止
7	設置者が処理施設の設置許可に付された生活環境の保全上必要な条件に	
	違反したとき。	
	改善が見込まれない場合	処理施設の設置許可
		の取消し
	改善が見込まれる場合	処理施設の使用停止
		30 日間
8	特定産業廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金の積立てをしてい	
	ないとき。	
	改善が見込まれない場合	処理施設の設置許可
		の取消し
	改善が見込まれる場合	改善に必要な期間の
		処理施設の使用停止

対 照 表

	改 正 後	
6	設置者の能力が許可の基準に適合していないと認められるとき。	
	改善が見込まれない場合	処理施設の設置許可
		の取消し
	改善が見込まれる場合	改善に必要な期間の
		処理施設の使用停止
7	設置者が処理施設の設置許可に付された生活環境の保全上必要な条件に	
	違反したとき。	
	改善が見込まれない場合	処理施設の設置許可
		の取消し
	改善が見込まれる場合	処理施設の使用停止
		30 日間
8	特定産業廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金の積立てをしてい	
	ないとき。	
	改善が見込まれない場合	処理施設の設置許可
		の取消し
	改善が見込まれる場合	改善に必要な期間の
		処理施設の使用停止

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。